

(様式 1)

参加申込書

年 月 日

福山市長様

申請者
(代表事業者)

本店の所在地

商号又は名称

代表者名

実印

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

次の案件について、実施要領等の内容を十分に理解し、承諾した上で、プロポーザル（企画提案書に基づく選定）への参加を希望するので、関係書類を添えて参加を申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

【業務名】

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務

(様式2)

構成企業名簿

1	代表事業者	住所又は所在地	
		名称又は商号	
		代表者氏名	
		本業務での役割	
		県内事業所の名称及び住所	
2	構成企業	住所又は所在地	
		名称又は商号	
		代表者氏名	
		本業務での役割	
		県内事業所の名称及び住所	
3	構成企業	住所又は所在地	
		名称又は商号	
		代表者氏名	
		本業務での役割	
		県内事業所の名称及び住所	
4	構成企業	住所又は所在地	
		名称又は商号	
		代表者氏名	
		本業務での役割	
		県内事業所の名称及び住所	

(備考)

- ・欄が不足する場合は、追加してください。使用しない欄は、削除してください。
- ・単独企業で応募する場合も、代表事業者欄に記載し、「会社概要（又はそれに代わるもの）」を、本様式に添付して提出してください。
- ・グループで応募する場合は、グループを構成する全ての企業（代表事業者及び構成企業）の「会社概要（又はそれに代わるもの）」を、本様式に添付して提出してください。
- ・商業登記簿謄本において、「広島県内の本店、支店又はこれに準ずるものを有すること」が確認できない企業については、不動産の登記事項証明書や賃貸借契約書など、所有権又は使用権原を有することが確認できる書類を添付して提出してください。

(様式 3-1)

実 績 報 告 書

(選別業務)

1	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
2	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
3	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
4	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
5	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			

- ・ 選別業務を実施する者が、2021 年度（令和 3 年度）以降、国又は地方公共団体の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の選別を実施した実績を 5 件まで記載してください。
- ・ 実績が分かるもの（契約書の写し、テクリス資料など）を添付してください。

(様式 3-2)

実績報告書

(再商品化業務)

1	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
2	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
3	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
4	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			
5	業務名		契約金額	千円
	発注者		契約期間	
	業務内容			

- ・再商品化業務を実施する者が、2021年度（令和3年度）以降、国、地方公共団体又は指定法人の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施した実績を5件まで記載してください。
- ・実績が分かるもの（契約書の写し、テクリス資料など）を添付してください。

(様式5)

使用印鑑届

年 月 日

福山市長様

申請者 本店の所在地 実印
商号又は名称
代表者名

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

次の印鑑を、見積り、協定及び契約の締結並びに代金の請求及び受領のため使用したいので届出ます。

(使用印)

(実印)

印 鑑		
--------	--	--

※この届出書は、実印と異なる印鑑を見積り及び契約時等に使用する場合のみ提出すること。

※委任状(様式6)を提出する場合、この届出書は不要です。

(様式 6)

委 任 状

年 月 日

福 山 市 長 様

委 任 者 本店の所在地.....
商号又は名称.....
代 表 者 名.....

実 印

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、次の者を代理人と定め、福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に係るプロポーザルにおける次の事項に関する権限を委任します。

なお、本委任を解除し、又は変更する場合には、双方連署の上、届出のない限りその効力のないことを誓約します。

受 任 者 営業所等所在地.....
商号又は名称.....
代 表 者 名.....

実 印

委 任 事 項

- 1 参加申込書及び企画提案書の提出に関すること。
- 2 見積りに関すること。
- 3 協定及び契約の締結、変更又は解除に関すること。
- 4 契約金及び保証金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他契約に関する一切のこと。

(様式 7)

誓 約 書

年 月 日

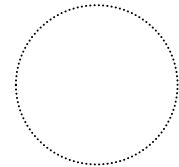
福 山 市 長 様

本店の所在地.....

商号又は名称.....

代表者職名前.....

実 印



(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、次の事項について誓約します。

これらに万一違反する行為があったときは、福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に係るプロポーザル参加資格の取消処分を受けること、また、契約後の場合は本業務に係る契約の解除又は解約、及び違反によって福山市に生じた全ての損害を賠償することに異議を申しません。

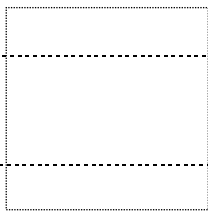
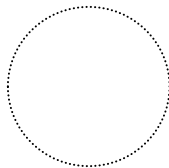
- 1 福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に係るプロポーザルの参加申込、企画提案及び見積りに当たり提出した添付書類を含む全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。
- 2 次のいずれの者にも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に定める者
 - (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請し、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けていない者
 - (3) 公告日以降に福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者
 - (4) 福山市に納入すべき市税を滞納している者
 - (5) 国に納入すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 本件プロポーザルに参加するに当たっては、企画提案、見積り、契約及び業務実施等に係る関係法令及び諸規定を遵守し、誠実にこれを履行します。
- 4 本件プロポーザルへの参加及び契約に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的への使用並びに第三者への開示及び漏洩をいたしません。
- 5 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守します。
- 6 納付すべき市税については滞納しないことを誓約し、納付状況について調査されることに同意します。

(様式 8)

廃棄物処理法及びプラスチック資源循環法の
欠格要件に該当しないことの宣誓書

年 月 日

福 山 市 長 様

本店の所在地		実 印 
商号又は名称		
代表者職名前		

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでに規定する欠格要件
- ・プラスチック資源循環法第33条第3項第4号イからへまでに規定する欠格要件

(様式 8 裏面)

廃棄物処理法及びプラスチック資源循環法の欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（※）
※ 「環境省令で定めるもの」とは、次のとおり。
 - 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
※ 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、次のとおり。
 - 大気汚染防止法 ○ 騒音規制法 ○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - 水質汚濁防止法 ○ 悪臭防止法 ○ 振動規制法
 - 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ○ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、⑥の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（※）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。
 - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下において「暴力団員等」という。）
- ⑩ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）又は同法に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑪ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑩までのいずれかに該当するもの
- ⑫ 法人で役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(様式9)

質 問 書

年 月 日

福 山 市 長 様

本 店 の 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代 表 者 名 _____

所 属 ・ 職 名 _____

名 前 _____

電 話 番 号 _____

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に関するプロポーザルについて、次のとおり質問
します。

質問項目	
内 容	